

(あて先) 姫路市長

令和 年 月 日

住宅用家屋証明申請書

租税特別措置法施行令

- (イ) 第41条
 - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - (c) 新築されたもの
 - (d) 建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - (e) 新築されたもの
 - (f) 建築後使用されたことのないもの
- (ロ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)
 - (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
 - (b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規程に該当するものである旨の証明を申請します。

所有者 住所

氏名

電話番号

所在地	姫路市		
建築年月日	昭和・平成・令和	年	月 日
取得年月日	令和	年	月 日
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買	(2) 競落	
申請者の居住	(1) 入居済	(2) 入居予定	
構造・床面積			m ²
区分建物の耐火性能	(1) 耐火・準耐火	(2) 低層集合住宅	
工事費用の総額 ((ロ) (a) の場合に記入)			円
売買価格 ((ロ) (a) の場合に記入)			円

申請者 住所

(代理人) 氏名

電話番号

〈添付書類〉写でも可

- ・新築関係－住民票(個人番号記載なし)、表示登記関係書類、確認済書、家屋図面。取得の場合は譲渡証明書等
- ・中古関係－住民票(個人番号記載なし)、登記事項証明書、売渡証書等。特定の増改築等の場合は増改築等工事証明書等も。
- ・特定認定長期優良住宅、認定低炭素住宅に該当－認定通知書、認定申請書
- ・住民登録を移転していない場合は別紙申立書

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令	(イ) 第41条
	特定認定長期優良住宅又は認定炭素住宅以外 (a) 新築されたもの (b) 建築後使用されたことのないもの 特定認定長期優良住宅 (c) 新築されたもの (d) 建築後使用されたことのないもの 認定低炭素住宅 (e) 新築されたもの (f) 建築後使用されたことのないもの
	(ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)
	(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた 家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
	(b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規程に該当するものである旨を証明します。

所有者の住所	
所有者の名前	
所在地	姫路市
建築年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
取得年月日	令和 年 月 日
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売 買 (2) 競 落

令和 年 月 日 姫路市長 清元 秀泰